

令和2年4月入園(所)選考に係る利用調整基準表等の取扱いについて（補足説明）

みだしのことにつきまして、入所申込みのご希望者様からお問合せを頂戴いたしましたので、利用調整に伴う点数付与について下記のとおり補足説明をさせていただきます。

受付期間中の補足となり、誠に申し訳ございません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。ご不明な点は、こども施設課までお問合せ下さい。

記

Q1 「自営協力者」の扱いについて

二親等以内の親族が自営する事業所等に居宅外就労とされているが、実質の就労内容（就労時間や年収）は、外勤の者と同等程度の状態にある。現在の市の「基準」上の取扱いでは、居宅外の自営協力者という扱いになっているが、実態とかけ離れている。この場合の点数は、実態をふまえ、自営協力者と同等の点数を付与すべきではないか。

A1 自営中心者と同等程度の就労時間及び前年年収が源泉徴収票等により確認できる場合は、自営中心者とみなし、自営中心者の点数と同点数を付与し選考いたします。

(例) 居宅外就労の自営協力者

就労時間が月120時間以上で前年年収が115万円以上確認できる場合

自営 協力者	「月120時間以上」働いている。（ただし、申請時の前年の年収115万円以上）	60
	「月64時間以上」働いている。（ただし、申請時の前年の年収約70万円以上）	50
	上記には該当しないが、「月64時間以上」働いている、又はこれから働く予定である。	10

以下の点数を付与する。

自営 中心者	「月160時間以上」働いている。（ただし、申請時の前年の年収約160万円以上）	120
	「月120時間以上」働いている。（ただし、申請時の前年の年収115万円以上）	100
	「月64時間以上」働いている。（ただし、申請時の前年の年収約70万円以上）	60
	上記には該当しないが、「月64時間以上」働いている、又はこれから起業し働く予定である。	20

※就労時間が月160時間以上で前年の年収が160万円以上確認できる場合は、自営協力者であっても、自営中心者と同等の点数（120点）を付与。

裏面に続きます

Q2 「介護・看護」の扱いについて

利用認定の要件として『同居親族の常時介護・看護』により、子どもの保育が常時困難な場合」とあるが、同居以外で常時介護・看護に携わっている場合はどうか。住民票上は別居（別世帯）であるが、住まいが隣接しており、実質、常時介護・看護をしているような場合は認定されないのか。

A2 子ども・子育て支援法施行規則においては、保育の必要事由「介護・看護」は「同居の親族を常時介護又は看護していること」として定められているところです。

但し、住民票上は同一でなくても、本件のように住まいが隣接している場合等で、常時介護又は看護している場合については「同居の親族」とみなし、認定いたします。

※「隣接」とは同一集合住宅内に居宅している場合及び独立家屋で「介護・看護」を要する方の住居に隣接ないし対側（向かい合わせ）の場合を言います。詳しくはご相談下さい。

本取り扱いに係る入所申込みについて

本取扱いに伴い入所申込みを行おうとする場合については、不利益が生じることを避けるため、**本件発出日から令和元年10月31日17時30分までは**、上記取扱いに係る申請書を、市役所3階北エリア こども施設課で追加受付することといたします。

既に申込みされている場合については、本市にて上記取扱いにより選考いたしますので、再提出等は不要です。

<問合せ先>

守口市 こども部 こども施設課

電 話：06-6992-1637